独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第６号

平成13年２月23日都市基盤整備公団関西支社公告第23号で公告した、公共下水道工事の一部が次のとおり完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第５項の規定に基づき公告する。

平成 25 年６月 17 日　　独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　大西　　誠

特定公共施設の種類及び名称	工事の区域又は区間	工事の種類	工事完了日
茨木都市計画下水道事業 茨木市安威川流域関連公共下水道		公共下水道工事	平成25年６月17日
処理分区 　西部第１分区の一部	（処理分区） 大阪府茨木市彩都やまぶき三丁目・五丁目の一部		
排水区 　西部第４排水区の一部	（排水区） 大阪府茨木市彩都やまぶき三丁目の一部		

全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路の指定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公告第１号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第２項の規定により、全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路を平成25年５月27日に次のとおり指定したので、公告する。

平成 25 年６月 17 日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第２項の当機構が指定する全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路について、その一部を次のとおり変更する。

変更前

一般国道６号	水戸市元石川町字千束2734番１から同市大串町を経てひたちなか市部田野字狢3038番１までの区間及び宮城県亘理郡亘理町逢隈牛袋字北新丁184番から仙台市若林区三本塚を経て同市宮城野区中野字柳原40番７までの区間
一般国道468号	横浜市金沢区釜利谷町字清戸奥2368番３から同市栄区田谷町を経て同市戸塚区原宿三丁目617番１までの区間、横浜市栄区田谷町字大海360番から藤沢市城南二丁目722番４までの区間、茅ヶ崎市西久保字上ノ町1571番から海老名市門沢橋字新田1472番までの区間、海老名市中新田字一番河原3288番43から八王子市裏高尾町、あきる野市牛沼、鶴ヶ島市大字藤金、久喜市大字下早見及びつくば市梶内を経て成田市吉岡字大安場1321番13までの区間並びに東金市丹尾字千眼下40番６から木更津市犬成犬成笹子両村新田字柳作717番４までの区間

変更後

一般国道６号	水戸市元石川町字千束2734番１から同市大串町を経てひたちなか市部田野字狢3038番１までの区間、仙台市若林区今泉字二木西16番１から同市太白区茂庭字人来田中２番27までの区間及び宮城県亘理郡亘理町逢隈牛袋字北新丁184番から仙台市若林区三本塚を経て同市宮城野区中野字柳原40番７までの区間
一般国道468号	横浜市金沢区釜利谷町字清戸奥2368番３から同市栄区田谷町を経て同市戸塚区原宿三丁目617番１までの区間、横浜市栄区田谷町字大海360番から藤沢市城南二丁目722番４までの区間、茅ヶ崎市西久保字上ノ町1571番から海老名市門沢橋字新田1472番までの区間、海老名市中新田字一番河原3288番43から八王子市裏高尾町、あきる野市牛沼、鶴ヶ島市大字藤金、久喜市大字下早見、つくば市梶内及び成田市吉岡字大安場を経て山武市松尾町谷津字千神163番２までの区間並びに東金市丹尾字千眼下40番６から木更津市犬成犬成笹子両村新田字柳作717番４までの区間

弁理士登録公告

平成25年５月29日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月　日	登録番号	氏　名
５月29日	19178	秋田谷晃嗣
５月29日	19179	檜山　綾子
５月29日	19180	加藤　雅嗣
５月29日	19181	鈴木　聡子
５月29日	19182	西谷　明子
５月29日	19183	中村　真介
５月29日	19184	片岡　　眞
５月29日	19185	片桐　　洋
５月29日	19186	野嶋　英之
５月29日	19187	北岡　優一

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成25年４月11日	06449	名古屋一雄	死亡抹消
平成25年５月23日	12498	川嶋　正章	申請抹消
平成25年５月22日	16032	鈴木　智之	〃
平成25年５月24日	18619	加藤　昌伸	〃

弁理士数　10,107名
（平成25年５月29日現在）

平成 25 年６月 17 日　　日本弁理士会

地方職員共済組合役員の就任について

役員の就任について次のとおり公告する。

平成 25 年６月 17 日　　地方職員共済組合
平成25年５月22日付
理事（常勤）　塚田　桂祐

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。

平成 25 年６月 17 日　　大分県教育委員会

１　失効した免許状

⑴　氏名、本籍地、生年月日
　安東　龍也、大分県、昭和63年８月８日

⑵　免許状の種類（教科）、番号、授与年月日
　ア　中学校教諭一種免許状（数学）、平22中一第451号、平成23年３月23日
　イ　高等学校教諭一種免許状（数学）、平22高一第628号、平成23年３月23日

⑶　授与権者　広島県教育委員会

２　失効年月日　平成25年５月22日

３　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳の女性、年齢68歳位、身長164㎝、髪白髪混じり、上下タンクトップ、下衣パンツ

上記の者は、平成24年８月16日午後３時10分、東京都大田区池上五丁目16番１号で死亡しているのを発見された。死亡日時は、平成24年１月頃と推定されます。身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、大田区福祉部福祉管理課まで申し出てください。

平成 25 年６月 17 日
東京都　　大田区長　松原　忠義